

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

- 【凡例】
- : 避難所受付ステーション
 - : 避難退域時検査場所 (候補地)



① 第一経路
 国道108号→県道21号→県道29号→国道346号→
 県道237号→県道199号→県道1号→国道346号→
 国道398号→若柳(わかやなぎ)総合体育館

① 第二経路
 石巻女川(いしのまきおながわ)IC→登米(とめ)IC→県道36号→県道
 4号→県道36号→国道398号→若柳(わかやなぎ)総合体育館

② 第一経路
 国道108号→大崎(おおさき)合同庁舎

② 第二経路
 国道108号→県道16号→県道19号→国道346号→
 県道32号→大崎(おおさき)合同庁舎

	避難元地区	避難先
①	上(かみ)第2、 向陽町(こうようちょう)五丁目第1・2	くりはらし 栗原市 (26施設)
②	向陽町(こうようちょう)一丁目、二丁目第1・2、三・四丁目、 あけぼの北	おおさきし 大崎市 (60施設)

